

## 経済補償金の個人所得税課税は？

### ～ 労働契約解除時に支給した経済補償金の取り扱い ～

中国では、労働者を雇用する際には必ず労働契約を締結しなければならないとされており、締結した労働契約を解除する場合、試用期間中の解雇や従業員による重大な服務規律違反を犯していた場合等の理由による解雇を除き、労働者に経済補償金を与えることとされています。

通常、経済補償金は労働者のその会社における勤続年数に応じ、満1年に付き労働者の1カ月分の給与収入を基準にして労働者に支払われます。

この給与収入には、基本給・各種手当・賞与・残業手当・その他給与性のある収入等が含まれ、その労働者の契約解除前12ヶ月間の平均月間給与額に従って計算されます。

ところで、この経済補償金を支払った場合、個人所得税及び源泉徴収の必要性はどうか？経済的補償金を支払った場合の、支給者である会社側の処理を以下にご紹介いたします。

#### 経済補償金が免税点以下の場合

##### 処理なし

#### 天津における、2005年の経済補償金免税点金額は53,430元

2004年度天津市労働者平均年間給与17,810元の3倍。

( 津地税所[2005]3号、財税[2001]157号 )

#### 経済補償金が免税点以上の場合

##### 以下の算式にて計算した税額を源泉徴収し、支給した月の翌月7日までに納税。

( 国税発[1999]178号 )

#### 【 計算方法 】

(例) 経済補償金額 80,000元、勤続年数8年とした場合

$(80,000 \text{元} - 53,430 \text{元}) \div 8 \text{年} (12 \text{年を越える場合は} 12 \text{年}) = 3,321 \text{元}$

$(3,321 \text{元} - \text{費用控除額} 1,200 \text{元}) \times 10\% - 25 \text{元} = 187 \text{元}$

$187 \text{元} \times 8 \text{年} = 1,496 \text{元}$

以上のように、経済補償金については課税上免税点が高く設定されているため、実際に源泉徴収税額が生じることは稀かと思いますが、比較的高い給与を支給されている中国人幹部の退職の際には注意が必要です。

以上。